

○財務省告示第五十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成三十年二月二十日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成三十年三月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二十年）（第四百 十九回、第四百五十回、第四百十 二回及び第四百五十四回、第四百十 五回及び第四百五十六回）、利付国 庫債券（三十年）（第十三回、第 二十一回、第三十回、第三十一 回、第三十二回、第三十三回、 第三十四回、第三十六回、第四 十回、第四十六回、第四十七回、 第五十一回及び第五十二回）及 び利付国庫債券（四十年）（第五 回、第七回、第八回及び第九回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十七 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行			

（利付第三十年国库六回）	（利付第三十年国库四回）	（利付第三十年国库三回）	（利付第三十年国库二回）	（利付第三十年国库一回）	（利付第三十年国库回）	（利付第三十年国库一回）	（利付第三十年国库回）	（利付第二十年国库五回）	（利付第二十年国库五回）	（利付第二十年国库四回）
二・〇%	二・二%	二・〇%	二・三%	二・二%	二・三%	二・三%	二・〇%	〇・四%	一・〇%	一・二%
日年平三成五月二十四	日年平三成五月二十三	日年平九成五月二十二	日年平三成五月二十二	日年平九成五月二十一	日年平三成五月二十一	十年平日十成二月二十七	十年平日十成二月二十五	日年平三成四月二十八	十年平日十成二月二十七	日年平九成四月二十七
億五 円百 八十 三	七 億 円	十八 億 円	億四 円百 三十 二	八 十三 億 円	円百 三十 六 億	円百 四十 七 億	円百 六十 五 億	五十 五 億 円	億五 円百 五十 五	億二 円百 四十 四

（（利 第四付 九十国 回年庫 ））債 券	（（利 第四付 八十国 回年庫 ））債 券	（（利 第四付 七十国 回年庫 ））債 券	（（利 第四付 五十国 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 五十国 十年庫 二））債 券 回 ）	（（利 第三付 五十国 十年庫 一））債 券 回 ）	（（利 第三付 四十国 十年庫 七））債 券 回 ）	（（利 第三付 四十国 十年庫 六））債 券 回 ）	（（利 第三付 四十国 十年庫 回））債 券 ）
○ ・ 四 %	一 ・ 四 %	一 ・ 七 %	二 ・ 〇 %	○ ・ 五 %	○ ・ 三 %	一 ・ 六 %	一 ・ 五 %	一 ・ 八 %
日年平 三成 月六 二十八	日年平 三成 月六 二十七	日年平 三成 月六 二十六	日年平 三成 月六 二十四	日年平 九成 月五 二十八	日年平 六成 月五 二十八	日年平 六成 月五 二十七	日年平 三成 月五 二十七	日年平 九成 月五 二十五
億三 百四 十五	二十 五億 円	二百 八億 円	十億 円	三億 円	百三 十億 円	一億 円	十八 億 円	五億 円